

## 第5章 環境生物調査

### 第1節 プラנקトン調査

#### 第2501条 適用の範囲

本節は、防潮工等の測量業務と一体として実施するプラנקトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 第2502条 調査準備

受注者は、調査に先立ち、目的及び内容を把握し、調査に必要な計画・準備を行わなければならない。

#### 第2503条 位置測量

- 1 受注者は、調査に先立ち、監督職員に調査位置の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、本調査においてGNSSを使用する場合は、調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

#### 第2504条 プラנקトン調査

- 1 調査機器  
受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- 2 調査方法  
受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行わなければならない。
- 3 試料の固定
  - (1) 受注者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、速やかに固定し、併せて、クロロフィルa測定用試料を別途標本瓶に入れ保管しなければならない。
  - (2) 受注者は、プラנקトンネットを引き上げた後、直ちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、速やかに固定しなければならない。

#### 第2505条 分析、解析・考察

- 1 試料の同定・分析
  - (1) 受注者は、試料の同定・分析を試料の前処理（濃縮）、沈殿量の測定、種の同定・個体数（細胞数）の計数の手順で行わなければならない。
  - (2) 受注者は、クロロフィルaの測定を測定・分析手引き書（海洋観測指針）に従って行わなければならない。
- 2 調査結果の解析及び考察  
受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

#### 第2506条 成果

- 1 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めに従わなければならない。
- 2 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
  - ・ 件名
  - ・ 調査目的
  - ・ 調査海域
  - ・ 調査地点
  - ・ 調査日時
  - ・ 調査方法及び調査機器

- ・ 調査結果及び解析結果
- ・ 調査結果の考察

#### 第2507条 照査

- 1 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と調査内容の適切性
  - (2) 調査結果及び解析結果と既存資料の整合性
  - (3) 成果物の適切性

#### 第2節 卵・稚仔調査

#### 第2508条 適用の範囲

本節は、防潮工等の測量業務と一体として実施する卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 第2509条 調査準備

受注者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に必要な準備を行わなければならない。

#### 第2510条 位置測量

- 1 受注者は、調査に先立ち監督職員に調査位置の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、本調査においてGNSSを使用する場合は、調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

#### 第2511条 卵・稚仔調査

- 1 調査機器  
受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- 2 調査方法  
受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査海域、調査時期、調査地点及び採集方法により行わなければならない。
- 3 試料の固定  
受注者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定しなければならない。

#### 第2512条 分析、解析・考察

- 1 試料の同定・分析
  - (1) 受注者は、固定された試料の中から卵・稚仔を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡などで再検しなければならない。
  - (2) 受注者は、卵・稚仔の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に個体数を計数しなければならない。
- 2 調査結果の解析及び考察  
受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

#### 第2513条 成果

成果は、第2506条成果を適用する。

#### 第2514条 照査

照査は、第2507条照査を適用する。

### 第3節 底生生物調査

#### 第2515条 適用の範囲

本節は、防潮工等の測量業務と一体として実施する底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 第2516条 調査準備

調査準備は、第2502条調査準備を適用する。

#### 第2517条 位置測量

位置測量は、第2503条位置測量を適用する。

#### 第2518条 底生生物調査

##### 1 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

##### 2 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻度等により調査を行わなければならない。

##### 3 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

#### 第2519条 分析、解析・考察

##### 1 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

##### 2 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

#### 第2520条 成果

成果は、第2506条成果を適用する。

#### 第2521条 照査

照査は、第2507条照査を適用する。

### 第4節 付着生物調査

#### 第2522条 適用の範囲

本節は、防潮工等の測量業務と一体として実施する付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 第2523条 調査準備

調査準備は、第2502条調査準備を適用する。

#### 第2524条 位置測量

位置測量は、第2503条位置測量を適用する。

#### 第2525条 付着生物調査

##### 1 調査機材

受注者は、特記仕様書の定める調査機材を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

##### 2 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、調査地点及び試料の採取方法により実施しなければならない。

3 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存しなければならない。

第2526条 分析、解析・考察

1 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

第2527条 成果

成果は、第2506条成果を適用する。

第2528条 照査

照査は、第2507条照査を適用する。

第5節 藻場調査

第2529条 適用の範囲

本節は、防潮工等の測量業務と一体として実施する藻場調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第2530条 調査準備

調査準備は、第2502条調査準備を適用する。

第2531条 位置測量

位置測量は、第2503条位置測量を適用する。

第2532条 藻場調査

1 調査機器

受注者は、特記仕様書の定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

2 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、調査測線及び調査方法により実施しなければならない。

3 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により行わなければならない。

第2533条 分析、解析・考察

1 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行わなければならない。

第2534条 成果

成果は、第2506条成果を適用する。

第2535条 照査

照査は、第2507条照査を適用する。

## 第6節 魚介類調査

### 第2536条 適用の範囲

本節は、防潮工等の測量業務と一体として実施する魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 第2537条 調査準備

調査準備は、第2502条調査準備を適用する。

### 第2538条 位置測量

位置測量は、第2503条位置測量を適用する。

### 第2539条 魚介類調査

#### 1 調査機材

受注者は、特記仕様書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

#### 2 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行わなければならない。

#### 3 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

### 第2540条 分析、解析・考察

#### 1 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

#### 2 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し考察を行わなければならない。

### 第2541条 成果

成果は、第2506条成果を適用する。

### 第2542条 照査

照査は、第2507条照査を適用する。